



平成 27 年 11 月 17 日

各 位

株 式 会 社 プ ロ ス ペ ク ト
代表取締役社長 カーティス・フリーズ
(コード番号：3528 東証第2部)
問い合わせ先 代表取締役常務 田 端 正 人
電 話 番 号 0 3 (3 4 7 0) 8 4 1 1 (代 表)

臨時株主総会開催日及び付議議案の決定に関するお知らせ

当社は、平成27年9月15日付「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」において平成27年9月30日を基準日として臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催する旨をお知らせいたしましたが、本日開催の取締役会において、本臨時株主総会開催日及び付議議案について、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会の開催日時及び場所

- (1) 開催日時 平成27年12月16日（水）午前10時
- (2) 開催場所 東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目10番9号
更生保護会館 4階会議室

2. 本臨時株主総会の付議議案

第1号議案 第三者割当による第3回新株予約権募集の件

※平成27年11月17日付「第三者割当による新株予約権の募集に関するお知らせ」をご参照ください。

第2号議案 取締役に対するストックオプション報酬額及び内容の件

当社取締役に対して、取締役の業績向上に対する意欲や士気を一層高め、中長期的な株主価値の向上を図ることを目的として、以下に掲げる条件及び範囲内で、以下に掲げる新株予約権を報酬として付与することにつき、ご承認をお願いするものであります。

(1) 報酬として付与する新株予約権の上限金額

年額 88 百万円以内（うち社外取締役について 8 百万円以内）

平成 27 年 6 月 26 日開催の第 114 回定時株主総会においてご承認いただいた『888 百万円以内（うち社外取締役分 20 百万円以内）』の範囲内の金額とします。

(2) 報酬として付与される新株予約権の価額

新株予約権の価額（発行価格）は、ブラックショールズ・モデル、モンテカルロ・シミュレーションなど、一般的に用いられる公正価額の算定方法に基づき算定することを要することとします。

(3) 報酬として付与する新株予約権の内容及び発行条件

(ア) 新株予約権の払込金額

新株予約権の発行に係る取締役会決議（以下「発行決議」といいます。）において決定する価格とする。かかる価格には、無償（新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。）とする場合を含む。

(イ) 新株予約権の目的である株式の数

- ① 新株予約権 1 個当たりの新株予約権の目的である株式の数（以下「目的株式数」という。）は、当初 1,000 株とする。
- ② 当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、当社は次の算式により目的株式数を調整する。
$$\text{調整後目的株式数} = \text{調整前目的株式数} \times \text{無償割当、分割又は併合の割合}$$
- ③ 本項に基づく調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的株式数について行い、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。
- ④ 当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転、株式の無償割当等を行い、株式数の調整を必要とする場合には、当社は、取締役会の決議により必要と認める株式数の調整を行うことができる。

(ウ) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- ① 本新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭に限る。）の価額（以下「出資価額」という。）は、当該時点における目的株式数 1 株当たりの出資価額（以下「行使価額」という。）に目的株式数を乗じた金額とし、当初行使価額は、発行決議において決定する金額とする。
- ② 当社が株式無償割当、株式分割又は株式併合を行う場合、当社は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{無償割当、分割又は併合の比率}}$$

(エ) 本新株予約権を行使することができる期間

発行決議において決定する期間とする。

(オ) 本新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権者が当社又は当社子会社の取締役、監査役、顧問、従業員の何れもの地位を喪失した場合、その後、本新株予約権を行使することはできない。ただし、任期満了による退任、定年退職又は当社の都合による場合はこの限りでない。
- ② 本新株予約権者の相続人は、本新株予約権を行使することができない。
- ③ 上記のほか、発行決議において決定する条件を付することができる。

(カ) 端数処理

本新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合、これを切り捨てる。

(キ) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

行使に際して払込み又は給付をした財産の額（資本金等増加限度額）として会社計算規則に定める額の 2 分の 1 の額を資本金として計上し（計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、その余を資本準備金として計上する。

(ク) 本新株予約権の取得

- ① 当社が消滅会社となる合併契約又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が当社株

主総会又は取締役会で承認された場合、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、本新株予約権を無償で取得することができる。

② 本新株予約権者が(5)に定める条件に該当しなくなった場合、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、本新株予約権を無償で取得することができる。

③ 上記のほか、発行決議において決定する取得条項を設けることができる。

(ケ) 本新株予約権の譲渡制限

譲渡による本新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

(コ) 本新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

(サ) 組織再編時における新株予約権の交付

① 当社は、当社を消滅会社とする合併、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「合併等」という。）を行う場合において、それぞれ吸収合併契約若しくは新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画（以下、総称して「合併契約等」という。）の規定に従い、本新株予約権の新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社若しくは合併により設立する株式会社、吸収分割承継株式会社、新設分割設立株式会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下、総称して「存続会社等」という。）の新株予約権を交付することができる。

② 前号の場合における新株予約権の交付の条件は以下のとおりとする。ただし、合併契約等において別に定める場合はこの限りではない。

(a) 交付される新株予約権（以下、「承継新株予約権」という。）の目的である存続会社等の株式の数

交付時の交付新株予約権の目的である存続会社の株式の数（以下、「承継目的株式数」という。）は、次の算式により算出される。

$$\text{承継目的株式数} = \text{合併等の効力発生直前における目的株式数} \times \text{合併契約等に定める当社の株式1株に対する存続会社等の株式の割当ての比率（以下、「割当比率」という。）}$$

(b) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

承継新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭に限る。）の価額（以下、「承継出資価額」という。）は、当該時点における承継目的株式数1株当たりの出資価額（以下、「承継行使価額」という。）に承継目的株式数を乗じた金額とし、交付時の承継行使価額は、次の算式により算出され、算出の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。ただし、いかなる場合においても、承継出資価額は出資価額を上回らない。

$$\text{承継行使価額} = \text{行使価額} \times \frac{1}{\text{割当比率}}$$

(シ) 細目事項

上記のほか、本新株予約権に関するその他の細目事項は、発行決議において決定する。

(ス) 報酬としての相当性等

① 現在の取締役は3名（うち社外取締役1名）であり、当社取締役の報酬額につきましては、平成27年6月26日開催の当社第114回定時株主総会において、年額888百万円以内（うち社外取締役分20百万円以内）とする旨ご承認をいただき現在に至っておりますが、当該報酬枠の範囲内において、当社取締役（社外取締役を含みます。以下同じ。）に対して、第3項に記載の内容による新株予約権による報酬等として年額88百万円以内（うち社外取締役について8百万円）の報酬枠のご承認をお願いするものであります。各取締役

に対する個別の金額については、各自の業績、業務成績、能力、貢献度合、勤続年数、功労割合等の要素を総合的に考慮したうえ当社取締役会において決定したいと存じます。

- ② 取締役が付与する分については、役務の対価として、ストックオプションの目的で付与するものであり、当社取締役の業績向上に対する意欲や士気を一層高め、中長期的な株主価値の向上を図ることを目的とするものであることから、かかる新株予約権は、取締役への報酬内容として相当なものと考えております。

以 上